

東白川村保育所徴収基準額表

(R1. 10月～)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)円	備考
階層区分	定 義	3号認定(満3歳未満)	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	
第2	市町村民税非課税世帯	0	※3歳以上は無料、また、同時入所の2人目が未満児の場合は半額、3人目以降の場合は無料
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	8,300	
第4	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	13,500	
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	21,500	
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	28,500	
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	29,000	
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	29,000	

この表の第2階層～第8階層における「市町村民税の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によって計算された市町村民税の額をいう。

◎児童の属する世帯の階層が、次に掲げる世帯で、第2～第3階層と認定された場合は、上表の規定にかかわらず、当該階層の保育料を次表のとおりとする。

- (1)「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2)「在宅障害児(者)のいる世帯」 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の対象支給児、国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3)「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、生活に困窮していると村長が認めた世帯

階 層 区 分	保育料(月額)円	
	3号認定(満3歳未満)	備考
第 2 階 層	0	
第 3 階 層	7,300	